

食安監発０８１７第２号

平成２４年８月１７日

各 $\left(\begin{array}{c} \text{都 道 府 県} \\ \text{保健所設置市} \\ \text{特 別 区} \end{array} \right)$ 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課長

原木シイタケの放射性物質検査等について

原木シイタケについては、「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方（原子力災害対策本部、最終改正：平成 24 年 7 月 12 日）」に基づき、検査を実施しているところです。

このたび、一部の県において、きのこ原木・ほだ木の当面の指標値を超えた原木を使用したため、基準値を超えるしいたけが出荷されていたことが判明し、当該県において食品衛生法に基づく回収等の措置が講じられたところです。

このため、林野庁において別添のとおり、各都道府県特用林産担当課長等あて、きのこ原木・ほだ木の状況を再点検するとともに、指標値を超えるものについては、生産等を行わないよう通知しました。

については、今後、原木シイタケの秋の収穫シーズンを迎えることから、17 都県より原木を調達し、原木シイタケを生産している自治体においては、原木シイタケのモニタリング検査を強化するとともに、必要に応じて流通品の検査を実施するようお願いします。

(別添)

事 務 連 絡

平成24年8月17日

各都道府県特用林産担当課長
日本特用林産振興会会長
全国農業協同組合連合会代表理事会長
日本椎茸農業協同組合連合会会長理事
全国森林組合連合会代表理事会長
全国食用きのこ種菌協会会長
財団法人日本きのこセンター理事長
財団法人日本きのこ研究所理事長
日本産・原木乾しいたけをすすめる会会長

殿

林野庁林政部経営課特用林産対策室長

安全な原木しいたけの供給について

平素から、安全な原木しいたけの安定供給にあたり、放射性物質のモニタリングの実施、出荷管理及び生産者等への指導など特段の御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

林野庁においては、各都道府県及び関係団体に対し、きのこ原木及びほだ木等の安全基準としての指標値をお示しするとともに、指標値を超える原木等の使用・生産・流通が行われないよう、「きのこ原木及び菌床用培地の当面の指標値の設定について」（平成23年10月6日付け23生産第4743号・23林政経第213号農林水産省生産局農産部園芸作物課長、林野庁林政部経営課長及び同部木材産業課長連名通知）及び「「きのこ原木及び菌床用培地の当面の指標値の設定について」の一部改正について」（平成24年3月28日付け23生産第6231号・23林政経第388号農林水産省生産局農産部園芸作物課長、林野庁林政部経営課長及び同部木材産業課長連名通知）等により生産者等への周知・指導をお願いしてきたところです。

また、各都道府県等におかれましても、しいたけや原木の放射性物質の検査や出荷管理を鋭意実施いただいていたところ です。

こうした中、一部の県において、きのこ原木・ほだ木の当面の指標値を超えた原木を使用したため、食品の基準値を超えるしいたけが出荷されていたという事例が生じました。

このような事態は、消費者の利益と信頼を大きく損ね、ひいては生産者の方々にとっても不利益となるものであることから、各都道府県及び関係団体と当庁とが連携し、再発防止を徹底することが重要です。

については、貴職におかれましては、上記通知を踏まえ、福島第一原子力発電所の事故以降に管内に入荷・使用されているきのこ原木・ほだ木の状況を再点検いただくとともに、生産者等には特に下記について十分に御理解いただくよう直接説明するなどきめ細かな対応により再度周知徹底いただくようお願い申し上げます。

記

1. 17都県において採取されたきのこ原木・ほだ木等(注1)については、的確かつ適正に放射性物質の濃度の検査を行い、指標値(50ベクレル/kg)を超えるもの(注2)については生産、使用及び流通を行わないこと。
2. きのこ原木・ほだ木を購入・譲受する場合には、販売業者・譲渡者に、指標値を超えていないことを確認すること。

注1：「「きのこ原木及び菌床用培地中の放射性セシウム測定のための検査方法」の制定について」(10月31日付け23生産第4952号、23林政経第229号、農林水産省生産局農産部園芸作物課長、林野庁林政部経営課長及び林野庁林政部木材産業課長通知)の(別添)「1. 検査対象とするもの」に定めるもの。

注2：「「きのこ原木及び菌床用培地の当面の指標値の設定について」の一部改正について」(平成24年3月28日付け23生産第6231号・23林政経第388号農林水産省生産局農産部園芸作物課長、林野庁林政部経営課長及び同部木材産業課長連名通知)に定める経過措置の対象となるものは除く。

お問い合わせ先
林野庁経営課特用林産対策室
担当：特用林産企画班 唐澤
特用林産加工・流通班 板垣
代表：03-3502-8111(内線 6086)
ダイヤル：03-6744-2289

プレスリリース

平成 24 年 3 月 28 日
農 林 水 産 省

きのこ原木及び菌床用培地の当面の指標値の改正について

農林水産省は、きのこ原木、菌床用培地等の安全基準として、当面の指標値を改正しました。

主な内容

きのこ原木及び菌床用培地については、これまで、安全なきのこの供給に向け、きのこ原木及び菌床用培地の安全基準として当面の指標値（きのこ原木 150 ベクレル/kg、菌床用培地 150 ベクレル/kg）を設定していたところです。

今般、新たに得られたきのこ原木等に関する調査結果及び食品中の放射性物質に係る新たな基準値を踏まえ、食品の新基準値を超えないきのこが生産されるよう、上記の当面の指標値を改正することとしました。

また、この指標値の改正について、本日、都道府県及び関係団体に対して通知を発出しました。

1. 当面の指標値（放射性セシウムの濃度の最大値）

(1) きのこ原木及びほだ木

50 ベクレル/kg（乾重量）

(2) 菌床用培地及び菌床

200 ベクレル/kg（乾重量）

2. 関係者に対する指導

きのこ生産者、きのこ原木及びほだ木並びに菌床用培地及び菌床の製造業者等に指導を行うよう都道府県及び関係団体に要請しました。

3. きのこ原木及びほだ木の前指標値（50 ベクレル/kg を超え、150 以下ベクレル/kg 以下のもの）の経過措置

経過措置の対象きのこ原木等を使用するきのこ生産者が所在する都道府県が、発生したきのこの放射性物質検査を行い、当該きのこが食品の基準値を超えないことを出荷前に確認することを条件として、自県内での使用に限り可能とします。

＜添付資料＞

- 『きのこ原木及び菌床用培地の当面の指標値の設定について』の一部改正について（平成 24 年 3 月 28 日付け 23 生産第 6231 号、23 林政経第 388 号農林水産省生産局農産部園芸作物課長、林野庁林政部経営課長、木材産業課長通知）

略

きのこ原木及び菌床用培地中の放射性セシウム測定のための 検査方法について

農林水産省は、10月6日に、きのこ原木及び菌床用培地の当面の指標値を定めたと
ころです。このたび、当該指標値に関する検査を的確に実施するため、きのこ原木
及び菌床用培地中の放射性セシウム測定の具体的な検査方法を定めました。

概要

農林水産省は、きのこ原木及び菌床用培地の安全基準として当面の指標値を定めたと
ころです。

これに関連して、今後、きのこ原木及び菌床用培地中の放射性セシウムの当面の指標値
への適合性を判断するための検査が的確かつ適正に進められるよう、以下のとおり「き
のこ原木及び菌床用培地中の放射性セシウム測定のための検査方法」を定めました。

なお、この検査方法については、本日、都道府県及び関係団体等へ通知しました。

検査方法の内容

検査方法の主な内容は以下のとおりです。詳しい内容については添付資料をご覧ください。

1. 検査対象

(ア) 福島第一原子力発電所事故以降、次の状態にあったものを対象とします。

- ・ 17 都県※において採取・保管されたきのこ原木
- ・ 17 都県において採取されたきのこ原木に植菌したほだ木及び 17 都県において保
管されたほだ木
- ・ 17 都県において採取・製造・保管された原木、おが粉、米ぬか等を原料として製
造した菌床用培地、菌床

※食品中の放射性物質に関する「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考
え方」（平成 23 年 8 月 4 日原子力災害対策本部決定）に定められた総理指示対象自治体
及びその隣接自治体

（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉
県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県及び静岡県）

(イ) 次に掲げるものは検査の対象外とします。

- ・平成23年3月11日以前に製造して、放射性セシウムの降下の影響を受けない状態で保管が行われていたきのこ原木、ほだ木、菌床用培地及び菌床
- ・原料の全てが次のいずれかに該当する原料であって、放射性セシウムの降下の影響を受けない状態で原料の保管並びに製品の製造及び保管が行われていたきのこ原木、ほだ木、菌床用培地及び菌床

(1)3月11日以前に採取、製造された原料

(2)17都県以外の地域において採取、製造された原料

(3)17都県で採取、製造された試料を給餌していない動物の排泄物や17都県で採取、製造された敷料を使用していない堆肥

(ウ)当該きのこ原木、ほだ木及び菌床用培地、菌床から発生したきのこの食品検査の結果が暫定規制値以下であるきのこ原木、ほだ木、菌床用培地及び菌床

Ⅱ 2. 検査実施主体

きのこ原木及び菌床用培地等を製造する製造業者※とします。

なお、原木を自ら伐採し使用するきのこ生産者、自ら菌床用培地を生産し使用するきのこ生産者及びきのこ原木等を既に使用しているきのこ生産者は、検査を実施するか又は都道府県に相談してください。

※製造業者：原木、ほだ木、菌床用培地及び菌床を製品として製造・出荷する事業者

Ⅲ 3. 検査方法

(ア) 分析法

ゲルマニウム半導体検出器又はシンチレーション検出器 (NaI(Tl)シンチレーション検出器等) を用いたガンマ線スペクトロメトリー

(イ) 検査対象ロット及び検体の採取

- ・きのこ原木及びほだ木

(1)伐採前のきのこ原木

森林の林縁（林道脇等）のきのこ原木用立木から検体（おが粉）を採取

(2)伐採後のきのこ原木又はほだ木

検査対象となるきのこ原木から検体（おが粉）を採取

(3)既に使用しているほだ木

検査対象となるほだ木から検体（おが粉）を採取

- ・菌床用培地及び菌床

(1)製造時（混合攪拌後）

十分に攪拌されたものから、検体を採取

(2)製造後（成型後）の菌床用培地

検査対象となる菌床用培地を粉砕したものから検体を採取

(3)既に使用している菌床

検査対象となる菌床を粉砕したものから検体を採取

(ウ) 検体の乾燥

検体は、各検査主体が可能な方法でさらさらになるまで乾燥させます。(例：2日間程度天日乾燥、乾燥機による乾燥、含水率12%程度になるよう乾燥)

■ その他

参考

10月6日付けプレスリリース「きのこ原木及び菌床用培地の当面の指標値の設定について」

<http://www.rinya.maff.go.jp/j/press/tokuyou/111006.html>

<添付資料>

「きのこ原木及び菌床用培地中の放射性セシウム測定のための検査方法」の制定について（平成23年10月31日付け23生産第4952号生産局農産部園芸作物課長通知、23林政経第229号林野庁林政部経営課長、木材産業課長通知）

略

お問い合わせ先

林野庁林政部経営課特用林産対策室
担当者：特用林産企画班 富岡、松下
代表：03-3502-8111（内線6086）
ダイヤルイン：03-3502-8059
FAX：03-3502-8085

（マッシュルームに関する事項）
生産局農産部園芸作物課
担当者：土佐、江崎
代表：03-3502-8111（内線4821）
ダイヤルイン：03-6738-7423
FAX：03-3502-0889

当資料のホームページ掲載URL
<http://www.maff.go.jp/j/press/>

きのこ原木の調査状況 (平成22年)

〈参考3〉

他県等からの調達内訳										(単位: m ³)									
都道府県	合計	自県内調達			他県からの調達			第1位			第2位			第3位			その他		
		合計	比率	調達	比率	県名	材積	比率	県名	材積	比率	県名	材積	比率	県名	材積	比率	材積	比率
01北海道	5,008	4,447	89%	561	11%	秋田県	398	71%	岩手県	135	24%	福島県	28	5%	福島県	173	8%	561	11%
02青森県	2,564	387	15%	2,177	85%	秋田県	2,004	92%	岩手県	72	72%	福島県	8	8%	福島県	2,177	85%	2,177	85%
03岩手県	25,530	25,430	100%	100	0%	秋田県	28	28%	岩手県	662	92%	福島県	8	8%	福島県	100	0%	100	0%
04宮城県	8,084	7,362	91%	722	9%	福島県	662	92%	岩手県	8	8%	福島県	8	8%	福島県	722	9%	722	9%
05秋田県	2,448	2,448	100%	-	-	福島県	-	-	岩手県	-	-	福島県	-	-	岩手県	-	-	-	-
06山形県	1,579	1,081	68%	498	32%	福島県	460	92%	宮城県	38	8%	福島県	-	-	宮城県	-	-	498	32%
07福島県	20,969	20,587	98%	382	2%	栃木県	325	85%	宮城県	57	15%	福島県	-	-	宮城県	-	-	382	2%
08茨城県	24,825	13,071	53%	11,754	47%	福島県	8,821	75%	栃木県	2,933	25%	福島県	-	-	栃木県	-	-	11,754	47%
09栃木県	19,337	16,973	88%	2,359	12%	福島県	1,483	63%	茨城県	737	31%	群馬県	81	3%	群馬県	58	2%	2,359	12%
10群馬県	17,078	13,653	80%	3,425	20%	福島県	1,493	44%	栃木県	1,231	36%	埼玉県	445	13%	埼玉県	256	7%	3,425	20%
11埼玉県	3,853	2,932	76%	921	24%	福島県	505	55%	群馬県	320	35%	山梨県	57	6%	山梨県	39	4%	921	24%
12千葉県	7,588	3,217	43%	4,351	57%	福島県	3,656	84%	宮城県	695	16%	福島県	-	-	宮城県	-	-	4,351	57%
13東京都	1,778	427	24%	1,351	76%	福島県	852	63%	山梨県	499	37%	福島県	-	-	山梨県	-	-	1,351	76%
14神奈川県	1,035	162	15%	873	84%	福島県	781	89%	山梨県	63	7%	群馬県	28	3%	群馬県	1	0%	873	84%
15新潟県	6,160	4,439	72%	1,721	28%	福島県	1,418	82%	山形県	166	10%	長野県	135	8%	長野県	2	0%	1,721	28%
16富山県	482	65	13%	417	87%	福島県	320	77%	石川県	97	23%	岐阜県	-	-	岐阜県	-	-	417	87%
17石川県	1,697	1,534	90%	163	10%	福島県	117	72%	福井県	42	25%	岐阜県	4	2%	岐阜県	-	-	163	10%
18福井県	574	386	67%	188	33%	福島県	133	71%	山形県	55	29%	長野県	-	-	長野県	-	-	188	33%
19山梨県	2,137	1,477	69%	660	31%	福島県	131	20%	秋田県	96	15%	長野県	92	14%	長野県	341	52%	660	31%
20長野県	3,675	3,362	91%	313	9%	福島県	185	59%	山梨県	128	41%	長野県	-	-	長野県	-	-	313	9%
21岐阜県	2,797	1,736	62%	1,061	38%	福島県	681	64%	長野県	122	11%	山梨県	103	10%	山梨県	155	15%	1,061	38%
22静岡県	16,474	14,334	87%	2,140	13%	山梨県	1,693	79%	福島県	228	11%	群馬県	117	5%	群馬県	102	5%	2,140	13%
23愛知県	3,058	1,881	62%	1,177	38%	福島県	1,597	73%	宮城県	167	8%	長野県	152	7%	長野県	261	12%	1,177	38%
24三重県	3,502	1,817	52%	1,685	48%	福島県	489	41%	宮城県	94	6%	長野県	-	-	長野県	896	53%	1,685	48%
25滋賀県	2,827	2,346	83%	481	17%	福島県	439	91%	岩手県	42	9%	長野県	-	-	長野県	-	-	481	17%
26京都府	1,722	1,541	89%	181	11%	福島県	54	30%	群馬県	44	24%	山梨県	40	22%	山梨県	43	24%	181	11%
27大阪府	2,321	411	18%	1,910	82%	宮城県	883	46%	福島県	613	32%	京都府	140	7%	京都府	274	14%	1,910	82%
28兵庫県	3,519	2,591	74%	928	26%	岩手県	275	30%	宮城県	101	11%	福島県	69	7%	福島県	483	52%	928	26%
29奈良県	4,162	3,115	75%	1,047	25%	福島県	675	64%	宮城県	206	20%	岩手県	166	16%	岩手県	20	3%	1,047	25%
30和歌山県	2,071	1,302	63%	769	37%	福島県	400	52%	栃木県	235	31%	宮城県	114	15%	宮城県	75	17%	769	37%
31鳥取県	6,417	5,969	93%	448	7%	福島県	233	52%	岡山県	73	15%	宮城県	67	15%	宮城県	448	7%	448	7%
32島根県	3,753	3,713	99%	40	1%	大分県	40	100%	岡山県	-	-	宮城県	-	-	宮城県	40	100%	40	1%
33岡山県	3,568	3,568	100%	-	-	島根県	483	50%	福島県	330	34%	宮城県	63	7%	宮城県	82	9%	958	9%
34広島県	5,233	4,275	82%	958	18%	大分県	50	69%	福岡県	10	14%	岩手県	8	11%	岩手県	4	6%	958	18%
35山口県	4,259	4,187	98%	72	2%	福島県	82	38%	香川県	72	34%	愛媛県	60	28%	愛媛県	-	-	72	2%
36徳島県	1,605	1,391	87%	214	13%	岡山県	110	100%	岡山県	-	-	福岡県	-	-	福岡県	-	-	214	13%
37香川県	804	694	86%	110	14%	岡山県	-	-	岡山県	-	-	福岡県	-	-	福岡県	-	-	110	14%
38愛媛県	26,997	26,997	100%	-	-	大分県	-	-	大分県	-	-	福岡県	-	-	福岡県	-	-	-	-
39高知県	4,154	4,154	100%	-	-	大分県	-	-	大分県	-	-	福岡県	-	-	福岡県	-	-	-	-
40福岡県	12,646	12,144	96%	502	4%	大分県	422	84%	福岡県	71	14%	熊本県	9	2%	熊本県	-	-	502	4%
41佐賀県	752	752	100%	-	-	佐賀県	-	-	佐賀県	-	-	熊本県	-	-	熊本県	-	-	-	-
42長崎県	19,176	18,741	98%	435	2%	佐賀県	435	100%	福岡県	-	-	熊本県	-	-	熊本県	-	-	435	2%
43熊本県	40,237	38,081	95%	2,156	5%	大分県	1,886	87%	福岡県	200	9%	鹿児島県	70	3%	鹿児島県	-	-	2,156	5%
44大分県	126,886	126,886	100%	-	-	熊本県	-	-	熊本県	-	-	鹿児島県	-	-	鹿児島県	-	-	-	-
45宮崎県	67,944	67,179	99%	765	1%	熊本県	765	100%	熊本県	-	-	鹿児島県	-	-	鹿児島県	-	-	765	1%
46鹿児島県	8,958	8,933	100%	25	0%	宮崎県	25	100%	宮崎県	-	-	鹿児島県	-	-	鹿児島県	-	-	25	0%
47沖縄県	36	36	100%	-	-	宮崎県	-	-	宮崎県	-	-	鹿児島県	-	-	鹿児島県	-	-	-	-
合計	532,254	481,214	90%	51,040	10%	-	35,695	70%	-	10,032	20%	-	2,048	4%	-	3,265	6%	51,040	10%